

女性に対する暴力に関する専門調査会報告書の概要

「女性に対する暴力」を根絶するための課題と対策～性犯罪への対策の推進～

資料 1 - 1

背景

- **長期にわたる精神的被害**〔4頁〕
若年層の被害が多く、その後の健全な育成への影響が懸念
(強姦 **42.4%** 強制わいせつ **53.5%**) ※ 被害者に占める未成年者の割合
〔資料10〕警察庁の統計を基に算出
- **被害の潜在化**〔4頁、17頁〕
※〔資料9〕内閣府 平成23年度「男女間における暴力に関する調査」より
異性から無理やり性交された経験を持つ女性 7.7%
うち相談した割合：**28.4%**〔誰にも相談しなかった割合：**67.9%**〕
相談先：友人・知人 **18.7%** 警察 **3.7%**
相談しなかった理由：恥ずかしくて言えなかった
そのことについて思い出しにくくなった
- **面識ある者からの加害行為**〔17頁〕
76.9% ※ 「異性から無理やり性交された経験を持つ女性」のうち、加害者と面識があった者の割合〔資料9〕
(強姦 **41.3%** 強制わいせつ **22.8%**) ※〔資料10〕警察庁の統計を基に算出

◆ 認知・検挙件数 ※〔資料10〕平成23年中 警察庁の統計より

	認知件数	検挙件数
強姦罪	1,185	993
強制わいせつ罪	6,870	3,550

◆ 起訴・不起訴の状況 ※〔資料10〕平成22年中 法務省の統計より

	起訴〔起訴率〕	不起訴		
		起訴猶予	嫌疑不十分	告訴取消等
強姦罪	414〔47.0%〕	7	243	165
強制わいせつ罪	1,329〔58.5%〕	70	144	673

◆ 被疑者の初犯者・再犯者別 ※〔資料10〕平成22年中 警察庁の統計より

	総数	初犯者	再犯者
強姦罪	803	349	454
強制わいせつ罪	2,189	1,243	946

【第3次男女共同参画基本計画】

(平成22年12月17日閣議決定)〔資料3〕

第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶
3 性犯罪への対策の推進

ア 性犯罪への厳正な対処等 イ 被害者への支援・配慮等
ウ 加害者に関する対策の推進等 エ 啓発活動の推進

【内閣府「パープルダイヤラー性暴力・DV相談電話」事業】

〔資料8〕

- ◆ H23.2.8～3.27 原則24時間相談に対応
- ◆ 強姦・強制わいせつに関する相談 **540件**
相談者：10代 **15.0%** 20代 **27.8%**
⇒ 性犯罪被害を潜在化させず支援を受けられる体制づくりが課題

報告書の内容

◆ 潜在化を防ぐための性犯罪に対する厳正な対処と被害者への支援・配慮が必要 ◆

I 性犯罪への厳正な対処等

《強姦罪の見直し》

- **非親告罪化** ※ 親告罪とは、告訴がなければ公訴を提起することができない罪
・ 委員の中では、被害者の負担を考慮する被害者保護や、性犯罪の厳正な対処を図る観点から、現行の親告罪を非親告罪化することが有意義であるとの見解が多い。
- **暴行又は脅迫を用いない姦淫によっても強姦罪が成立する年齢**
・ 委員の中では、特に低年齢の被害者保護の徹底、性犯罪の厳正な対処の観点から、暴行又は脅迫を用いなくとも姦淫によって強姦罪が成立する年齢（現行は13歳未満）を、一定程度引き上げる方向に意義があるという見解が多い。
- **強姦罪の構成要件**
・ 「暴行又は脅迫を用いて」「女子」「姦淫」要件について各見解の提示
- **今後について**
・ 法務省において多様な論点を尽くした検討が行われることとなるが、その際、当専門調査会の調査検討結果を踏まえて行われるよう期待

《証拠の採取と保全》

性犯罪被害者が長期間告訴を決断できない、又は告訴したくとも困難である場合があり、被害直後に証拠の採取を適切に行い、長期間適正に保全する対策が必要

- ・ 資機材の整備、証拠採取・保全が可能な人材及び機関の養成
- ・ 性犯罪被害者が警察への通報を希望しない場合における試料の保管の在り方の検討

《指導的立場にある者等による性犯罪の防止等》

指導的立場にある者等による性犯罪は、その優位な立場等を利用するもので、被害者にとっては、被害を言いにくい、被害を信じてもらえないなど被害を訴え出ることが困難な状況に置かれ、被害がより潜在化・継続化・深刻化する傾向が懸念

- ・ 事案の顕在化を促すことを第一に考えていくことが必要
- ・ 教育委員会等による適切な調査、関係者の意識改革、相談の啓発

II 被害者への支援・配慮等

《ワンストップ支援センターの設置促進等》

性犯罪被害者は、被害直後にどこで支援を受けられるのかわからず、又は複数の支援機関等を訪れるなどの状況にあるため、雑ぎ目のない支援を提供するための人と場所の確保が課題

- ・ 急性期対応として、ワンストップ支援センターの取組を手引を基に普及促進
- ・ 関係機関のネットワークを活用した取組の推進、専門家の育成等

《被害者の心情に配慮した事情聴取等の推進》

性犯罪被害者は、刑事手続の煩雑さ、事情説明の繰り返し又はプライバシー事項に関する説明による負担を抱えるとともに、捜査・公判の段階で二次的被害を受ける懸念

- **捜査・裁判手続等における性犯罪被害者の負担の軽減**～事情聴取の重複軽減、弁護士による支援の充実
- **二次的被害防止のための取組**～捜査・司法関係者の研修の充実

《診断・治療等に関する支援、専門家の養成等》

専門的知識と技能に裏付けられた診療・治療等に関する支援が提供されなければ、性犯罪被害者の十分な回復は困難であるため、制度運用の充実や対応の改善が必要

- **医療機関における支援体制の整備等**～専門性の高い医療関係者の育成、性犯罪被害者への対応が可能な医療機関情報の提供の充実
- **医療費の公費負担制度の統一的運用の徹底**～要件の統一や充実を図るための検討

III 加害者に関する対策の推進等

新たな性犯罪の発生防止には、性犯罪に対応した再犯防止対策が必要～対策の徹底及び検証

IV 啓発活動の推進

性犯罪は許されるものではなく、その発生防止は国民一人一人の責務であるとの意識啓発が不可欠、支援の取組を推進するためにメディアが果たす役割は大きい